

先進的計測手法 (AMA) を用いて計算したオペレーショナル・リスクに係る 所要自己資本の母国・現地における認識のための諸原則の実務的な適用

当委員会は最近、オペレーショナル・リスクの先進的計測手法 (AMA) に対する母国・現地監督の諸原則について論じたペーパー (AMA 母国・現地ペーパー)¹ を公表した。同ペーパーに対しては、様々な業界関係者から非公式なコメントと質問が寄せられた。AMA 母国・現地ペーパーには、グループ全体で AMA を適用する場合の「混合」手法なるものについて概要が述べられている。AMA 母国・現地ペーパーは市中協議文書として公表されたものではないが、当委員会は、オペレーショナル・リスクの AMA に対する母国・現地監督の適用について、当委員会の考え方の幾つかの側面を詳述することが適当であろうと考える。

重要な子会社

当委員会は、国際的に活動する銀行子会社²のうち、承認された自己資本配分メカニズムの適用対象外となる会社を選別する際の基準となる「重要性 (significance)」については定義しないこととした。当委員会は、子会社における AMA の単独適用がどの程度要求されるかについて業界が懸念を抱いていることを承知している。ある銀行グループ内において多数の銀行子会社が、承認された自己資本配分メカニズムを使用できずに AMA の単独適用を求められるという状況は、当委員会の意図するところではない。当委員会は、グループ内の銀行子会社のうち、AMA を用いて自社のオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を計算する実務的能力を有する会社は極く少数に過ぎないであろう

¹ *Principles for the home-host recognition of AMA operational risk capital*, 2004 年 1 月 (BIS のウェブサイト <http://www.bis.org/publ/bcbs106.htm> において入手可能)

² AMA 母国・現地ペーパーは国際的に活動する銀行子会社のみ適用される。なぜなら、これらの子会社は新合意の適用範囲に含まれるからである。国際的に活動していない子会社を単独で如何に取り扱うかは新合意の枠外の問題であり、各国監督当局の裁量に委ねら

こと、また、一部の監督当局が、自国内の銀行がA M Aを用いることを制限するような裁量を行使し得ることを認識している。当委員会は、新しい合意の実施に際して母国当局と現地当局が共同作業を行い、国際的に活動する銀行子会社のうち何れを重要と見なすのが合理的であるかを決定していくと期待している。

評価プロセス

A M Aを評価・(必要な場合には)承認するための監督上のプロセスは、時間の経過と共に発展するであろう。しかし、当委員会は、監督当局がそうしたプロセスを進展させる際には、当該プロセスが国際的に活動する銀行に及ぼす負担を考慮すべきであることを十分意識している。一般的なルールとして、当委員会は、銀行がグループ・子会社の両レベルでA M Aを適用することを希望している(ないし義務付けられている)場合は、A M Aモデルの監督上の評価を母国当局が調整することが有益であると考え。本件は究極的には対象となる銀行組織の母国・現地当局間で協議すべき事柄ではあるが、母国当局が銀行組織のA M A申請を受領し、かつ、当該A M Aが適用される国々の現地当局から寄せられた意見を調整するのが望ましい³。A M A申請には、グループ全体で適用するA M Aの内容、A M Aを単独適用する重要な子会社、当該グループとA M Aを単独適用する子会社との間で資源(情報、スタッフ等)をどのように共有するかについての説明、グループ全体のA M A測定値を基にした自己資本配分メカニズムを使用する重要でない子会社、自己資本配分メカニズムの内容、およびA M Aの段階適用に関する計画などが適宜含まれることになる。それでもなお、現地当局は、銀行子会社の取締役会および上級管理職が、オペレーショナル・リスクの管理手法を含む当該子会社のオペレーショナル・リスクの特性を理解した上で、オペレーショナル・リスクの所要自己資本を算定する第一の柱上の手法がA M Aの単独適用か自己資本配分メカニズムであるかに拘らず、これを承認していることを確認する必要がある。

部分適用

当委員会は、銀行グループおよび当該グループの国際的に活動する銀行子会社

れている。

³ 当委員会は、2003年8月に公表した「新BIS規制のクロスボーダー実施に係る基本原則」に提示した母国・現地間の一般原則に従って、A M Aの初期検証、および銀行のオペレーショナル・リスク管理の継続的なモニタリングの双方において、母国当局と現地当局が協力することを期待する。

がオペレーショナル・リスクについて異なる手法を用いている場合（すなわち、グループ全体ではA M Aを適用しているにもかかわらず、国際的に活動する重要な銀行子会社ではより簡便な手法を単独で用いている場合、ないしその逆）、オペレーショナル・リスク・ルール上の部分適用規定を如何に適用するかという問題が残っていることを承知している。従って当委員会は、本文書、および、必要に応じてオペレーショナル・リスクに係る部分適用のルールを変更することによって、上記の状況を監督上如何に適切に取り扱うべきかをより明確にしていきたいと考えている。

銀行グループはグループ全体でA M Aを適用することを選択できるが、当該グループの国際的に活動する重要な銀行子会社が、新しい合意の部分適用ルールによりA M Aの単独適用を義務付けられるわけではない。新しい合意の国内実施のあり方にも依るが、親会社がグループ全体でA M Aを適用する場合でも、国際的に活動する重要な銀行子会社はより簡便な手法を恒久的に用いることを選択することができる（もしくは現地監督当局にこれを義務付けられる可能性がある）。こうした場合、合理的な移行期間を経て、グループ全体としてのA M Aに当該子会社の業務に関連するA M A測定が反映されれば、親会社はオペレーショナル・リスクの部分適用ルールに違反しているとはみなされない⁴。

反対に、国際的に活動する重要な銀行子会社がA M Aの単独適用を選択する（もしくは現地監督当局にこれを義務付けられる）場合もあり得る。こうした子会社の親会社は、グループ・レベルでより簡便な手法を用いることを選択し、たとえそれが恒久的に簡便な手法を採用する場合であっても、オペレーショナル・リスクの部分適用ルールに違反しているとはみなされない⁵。

当委員会は、新しい合意の部分適用規定を適用するに当り、各国に幾分の柔軟性が認められると考える。銀行によるA M Aの段階適用が適切なものであるか否かを評価する際、監督当局は理に適った判定を下すべきである。このことは、

⁴ 国際的に活動する重要な銀行子会社が自社の規制上の所要自己資本を算定するために、単独でより簡便な手法を用いている場合でも、銀行グループ全体のA M A計測には当該子会社のオペレーショナル・リスク・エクスポージャーおよびオペレーショナル・リスク管理が明確に考慮されていなければならない。ただし、銀行グループが、当局の承認を得た段階的導入計画に従って、世界各地で展開する業務に漸次A M Aを適用している間については、母国当局の承認に基づき上記の義務は免除され得る。

⁵ A M Aの部分適用ルールに係る現在の文案に従えば、親会社が世界的な連結ベースで計算するオペレーショナル・リスクの所要自己資本に子会社のA M A数値を算入することが認められない可能性がある。限定的な状況下においてこうしたことが許容されるように、ル

特に、当該段階適用が、有利な所要自己資本上の取扱いを銀行自身が選別（すなわちチェリー・ピッキング〈cherry-picking〉）した結果ではなく、ある国においてオペレーショナル・リスクに係る特定の手法の採用が義務付けられ、もしくは禁じられるがゆえのものである場合に必要となる。

グループ資源を活用可能

当委員会は、多数の銀行において、内部的な経済資本の配分等が法人単位毎ではなく業務ライン毎に行われていることを承知している。しかし、子会社の取締役会および上級管理職が、当該法人のオペレーショナル・リスク等に係る所要自己資本が適切な手法で算定されていると自ら納得する必要があるのと同様、銀行監督当局も自国内の特定の法人が適切な自己資本を保有していることを確認する責任を有している。当委員会は、世界的な銀行活動を業務ライン毎に管理する手法と、法人単位毎に見たリスク管理実務の有効性や自己資本の充実度について子会社の取締役会および現地当局の納得を得る必要性との間には、本質的な軋轢があることを認める。しかし当委員会は、これに伴う困難が克服不能であるとは思わないし、グループ・ベースのA M Aの混合手法に特有の問題であるとも思わない。

A M A母国・現地ペーパーによれば、A M Aを単独適用する子会社は、オペレーショナル・リスクの所要自己資本を算定するに当たってグループ資源を用いることが認められる。当委員会は、子会社が用い得るグループ資源には、内部データや定量的手法のみならず、承認されたグループ全体のA M Aに関するより定性的な要素も含まれるであろうと考える。こうした要素には、例えば、リスクとその管理に関する自己評価およびシナリオ分析の結果を子会社の単独適用A M Aへ織り込むための方法も含まれるであろう。しかし、当委員会は同時に、子会社の取締役会および上級管理職がこうしたプロセス全体を通して自ら判断し、適切な場合には、グループ全体との対比における当該子会社の特異な状況に対処するため、グループ全体の分析に調整を加えることを期待する。子会社が単独適用するA M Aにグループ資源を活用するプロセス、また特に、自らの作業過程においてグループ全体の分析結果を調整するプロセスは、当該子会社の取締役会および現地監督当局に対して透明なものでなければならないであろう。

利用実績に関する要件

ールの変更が検討されている。

グループ・レベルで業務ライン毎に管理されている銀行は、A M A 適格要件のひとつである所謂「利用実績に関する要件」(use test) を満たすことができないため、A M A の適用を認められないのではないかという懸念が一部で表明されている。当委員会は、業務ライン毎に管理されている銀行が国際的に活動する重要な子会社のレベルでA M A を単独適用するに当り、利用実績に関する要件を満たせないという考えを共有していない。グループ全体のプロセスや資源が主として業務ライン毎に機能しているとしても、子会社はそれらのプロセスや資源を利用することができる。但し、当該子会社の取締役会および上級管理職は、それらのプロセスや資源の利用方法が、結果として当該子会社のオペレーショナル・リスク特性に合致した規制所要自己資本の算出に繋がっていることを合理的に確認しなければならない。

今後の作業

当委員会は、ここで述べられている論点の多くが信用リスクの内部格付手法にも当てはまり得ることを認識している。従って、当委員会は、新しい合意が可能な限り合理的かつ整合的に実施されることを確保するため、引き続き努力する。現在、当委員会の新規制実施作業部会では多くの作業が行われている。実例に基づくケース・スタディはそのひとつであり、監督当局が合意の実施に伴う主要な論点や懸念を確認するための助けとなっている。本作業は、これまでは主として信用リスクに焦点を当てたものとなっていたが、今後は次第にオペレーショナル・リスクにも焦点を移しつつ、自己資本の新しい枠組が実施されるまでの期間を通じて継続される。当委員会は、この期間を通じて銀行との対話を維持することにより、合意実施に関する懸念を確認し、これに対処する所存である。